

質問第一三三号

枝野官房長官の福島視察に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年四月二十七日

山谷えり子

参議院議長 西岡武夫殿

枝野官房長官の福島視察に関する質問主意書

平成二十三年四月十七日、東日本大震災後初めて枝野官房長官が福島の被災地に入った。

本件に関し、以下のとおり質問する。

一 枝野官房長官は、震災後、一か月余り現地を訪れることなく、被災状況や原発事故による放射能汚染に伴う国民の避難や農作物に与える影響などについての発表を記者会見を通じて行ってきたが、現場に実際に赴いて町や住民の様子を目の当たりにした率直な感想を示されたい。

二 枝野官房長官は、福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の避難指示区域に当たる南相馬市において、遺体搜索現場を視察したと報道されているが、その現場には何時から何分間滞在したのか。また、どのような行程であったのか示されたい。

三 二の滞在時間に関しては、七分間とも八分間とも報道されているが、そのような短時間で、遺体搜索現場の視察、さらに連日大変な作業に当たっている警察官及び関係者に激励の意を表することができたと考えているのか。

右質問する。

